

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成31年2月22日
【会社名】	サンケイ化学株式会社
【英訳名】	SANKEI CHEMICAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福谷 明
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	鹿児島市南栄二丁目9番地
【縦覧に供する場所】	サンケイ化学株式会社 東京本社 (東京都台東区上野七丁目6番11号(第一下谷ビル)) 証券会員制法人 福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長福谷 明は、当社の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年11月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社（2社）及び持分法適用関連会社（1社）については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制評価については、地域性を考慮し、全社（5事業拠点）で実施することにしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上」、「売掛金」、「棚卸資産」にいたるすべてのプロセスを評価の対象とするとともに、当社の地域性により、重要な虚偽記載の発生の可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、「売上 - 回収」、「仕入 - 支払」、「棚卸資産」、「固定資産」のプロセスを評価の対象としております。

なお、上記業務プロセス以外に「各種引当金」、「税効果計算」、「減損損失（固定資産）」等のプロセスを評価の対象としております。

評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれの業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、内部統制に関する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価しました。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成30年11月30日現在において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。